

「小松都市計画区域マスタープラン（変更案）」に対するパブリックコメントの結果について

1. 募集期間 令和2年5月1日 ～ 令和2年5月29日
 2. 寄せられた意見 3件
 3. 寄せられた意見への対応 対応区分欄参照

【対応区分】

- ①ご意見を踏まえ、追記・修正します。
 ②ご意見の趣旨は既に掲載しております。
 ③ご意見として伺います。
 ④その他（ご質問に対する回答、計画書の内容に直接関係ないもの など）

No.	意見	対応区分 (掲載P)	意見に対する考え方
1	<p>本計画は、小松都市計画の20年後の都市の方向性を定めたものとして、拝見しました。</p> <p>現在、小松のみならず全国的にコロナウイルスの影響で、人や物の移動が制限され、社会経済活動が低迷していると感じており、このような状況下においては、特に個性ある地域の強みが武器になると考えております。</p> <p>そのため、ものづくりのまち小松という強みを一層活かすための取組みが必要と考えます。</p>	② (P6,14)	<p>交通利便性が高く、既存工業団地の隣接地である、安宅新地区において工業団地の整備を位置づけ、工業団地としてのさらなる拠点性向上を図ります。</p>
2	<p>市街地拡大を抑制や集約型都市などの視点は理解できますが、中心部で売られる土地や空き家は、駐車場の確保等が必要になる場合も多く、外部から移住しにくく住みづらい状況にあります。</p> <p>そのため、郊外近郊や商業施設周辺などでのゆとりある宅地の整備も推進してもらいたい。</p>	② (P7,14)	<p>集約型の都市づくりを目指す一方で、生活利便性の高い地区においても、宅地需要に応じた新たな住環境整備を図る方針を位置づけました。</p>
3	<p>小松市の正蓮寺エリア産業団地は整備済みですが未だ都市計画区域外という状況にあります。同団地は日刊工業新聞のサイトでも「都市計画区域外（ただし、2018年度都市計画区域編入予定）」と記載されているように、都市計画区域への編入を進めるべき土地です。</p> <p>しかし、石川県の都市計画審議会の記録（HPに記載している範囲）をみても、これまで正蓮寺エリア産業団地の都市計画区域への編入を審議したという記録はありません。</p> <p>今回の区域マスの変更において、すでに造成・整備済みの正蓮寺エリア産業団地は都市計画区域に編入すべきではないでしょうか。</p>	③	<p>正蓮寺産業団地に隣接して、現在造成中である花坂地区があります。</p> <p>ご提案の件については、花坂地区と一体で土地利用計画を検討すると市より聞いており、今後の状況も見極めながら適切に対応していくこととしております。</p>